

○太地町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例

平成7年3月14日条例第1号

改正

平成14年6月28日条例第23号

平成21年3月19日条例第7号

平成22年12月15日条例第13号

平成27年3月12日条例第13号

平成27年6月17日条例第20号

太地町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本町に住所を有するひとり親家庭の父又は母及び児童に対し、医療費を支給することによりその健康の保持と福祉の増進に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 「ひとり親家庭」とは、配偶者のない男子又は女子が児童を扶養する家庭をいう。
- (3) 配偶者のない男子又は女子とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）と死別した女子又は男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親は、除くものとする。

ア 離婚した男子又は女子であって現に婚姻をしていない者

イ 配偶者の生死が明らかでない男子又は女子

ウ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子又は女子

エ 配偶者から遺棄されている男子又は女子

オ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない男子又は女子

カ 婚姻によらないで母又は父となった女子又は男子であって、現に婚姻をしていない者

キ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けている男子又は女子であつて、当該命令の申立てを行ったもの

(4) 「医療保険各法」とは、次の法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(5) 「一部負担金」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費を受ける者が負担すべき額をいう。

(6) 「前年の所得」とは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第3条及び第4条の規定により算出される額をいう。この場合において、施行令第3条及び第4条中「父」及び「母」とあるのは、それぞれ「父又は母」と読み替えるものとする。

(対象者)

第3条 この条例により支給する医療費（以下「ひとり親家庭医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養義務者であり、かつ、太地町に住所を有するひとり親家庭の配偶者のない男子又は女子及び児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者のない男子又は女子以外の者に扶養されている児童であつて、父母のない者については、対象者とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は対象者としな

(1) 前年の所得（1月1日から7月31日までの間にひとり親家庭医療費の支給対象となる者については、当該医療費の申請が行われた年の前々年の所得とする。以下同じ。）の額が、施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者

(2) 同居している民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の扶養義務者の前年の所得が、施行令第2条の4第4項に規定する額を超える者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他法令等（乳幼児医療を除く。）により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される者

(支給要件)

第4条 前条に定める対象者が疾病にかかり又は負傷し、医療保険各法その他法令の規定による医療の給付が行われた場合、当該対象者にひとり親家庭医療費を支給する。

(医療費の額)

第5条 ひとり親家庭医療費の額は、医療保険法、その他法令の規定による医療に関する給付が行われた場合における当該医療に要する費用のうち対象者が負担する費用の額とする。

(支給方法)

第6条 ひとり親家庭医療費の支給は、対象者又は医療機関等の請求により行うものとする。

2 町長は、医療機関から請求があった場合、ひとり親家庭医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該対象者に対しひとり親家庭医療費の支給があったものとする。

(受給資格の認定)

第7条 ひとり親家庭医療費の支給を受けようとする者は、町長の受給資格の認定を受けなければならない。

(医療費の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の行為によりひとり親家庭医療費の支給を受けた者があるときは、その者に当該支給額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、第三者行為により損害賠償を受けられる場合は、ひとり親家庭医療費の支給は行わないものとし、既に支給しているときは、当該支給額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この条例について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 太地町母子家庭医療費の支給に関する条例（昭和60年条例第2号）は、廃止する。

附 則（平成14年6月28日条例第23号）

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第7号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月15日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月12日条例第13号)

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年 6 月17日条例第20号)

この条例は、平成27年 8 月 1 日から施行する。